

議案第6号

学校法人等の助成に関する条例の改正について

2月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり議決を求める。

令和7年2月13日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

学校法人等の助成に関する条例の一部を改正

学校法人等の助成に関する条例(昭和43年12月20日条例第82号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第59条」を「第132条」に改める。

第5条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

私立学校法の改正に伴い、引用条項の規定を整備するため、条例を改正するものである。

学校法人等の助成に関する条例（昭和43年倉敷市条例第82号）新旧対照表

新	旧
（趣旨） 第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）第132条及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第10条の規定に基づき、学校法人の助成については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 （準用） 第5条 第1条から前条まで（第2条第1項を除く。）の規定は、法第152条第5項の法人に準用する。	（趣旨） 第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）第59条及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第10条の規定に基づき、学校法人の助成については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 （準用） 第5条 第1条から前条まで（第2条第1項を除く。）の規定は、法第64条第4項の法人に準用する。